

**広島県議会慶尚北道訪問団（仮称）派遣に係る
業務公募型プロポーザル提案書作成要領**

- 1 業務提案書は、次のとおり作成すること。
 - (1) 業務提案書（様式第1号） 6部
 - (2) 見積書（様式第2号） 1部

- 2 予算上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
3,368千円

- 3 業務提案書に係る留意事項
 - (1) 業務提案書は本要領及び仕様書に基づいて作成すること。
 - (2) 業務提案書へは企業名を一切付さないこと。
 - (3) 提出期限までに業務提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
 - (4) 業務提案書は1案とし、提出期限後の差し換え及び再提出は認めない。
 - (5) 提出された書類は一切返却しない。
 - (6) 業務提案書作成のために事務局から受領した資料は、事務局の了解なく公表又は使用することはできない。

- 4 その他
訪問団の日程等について、現時点で未定の部分があるため、契約締結後に手配の変更があり得る。
これにより、委託料の変更が必要な場合は、別途協議する。